

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

周南市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の周南市一般職の職員の給与に関する条例第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の周南市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条

例」という。) 第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額
(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。) から
2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第10条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第10条第2項の規定により算出される住居
手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(委任)

3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、
規則で定める。

(参 考)

周南市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(住居手当)</p> <p>第10条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額の合計額</u>)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当とする額</p> <p>ア 月額<u>23,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の額から<u>12,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>23,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の額から<u>23,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>16,000円</u>を超えるときは、<u>16,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第10条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額の合計額</u>)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当とする額</p> <p>ア 月額<u>27,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の額から<u>16,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>27,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の額から<u>27,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>17,000円</u>を超えるときは、<u>17,000円</u>)を11,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>

現行

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

改正案

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)